

西東京市告示第145号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、次のように市道の区域の変更及び供用の開始をしたので告示し、その関係図面を一般の縦覧に供する。

令和7年7月31日

西東京市長 池澤隆史

- 1 路線名並びに区域変更及び供用開始の区間
別紙のとおり
- 2 区域変更及び供用開始の概要
別図のとおり
- 3 区域変更及び供用開始の期日
令和7年7月31日
- 4 関係図面を縦覧する場所並びに期間及び時間
 - (1) 場所 西東京市役所保谷東分庁舎1階 都市基盤部道路課
 - (2) 期間 令和7年7月31日から起算して2週間。ただし、西東京市の休日定める条例（平成13年西東京市条例第3号）に定める休日を除く。
 - (3) 時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

別紙
区域変更及び供用開始調書

No.	路線名	区域変更の区間	区域変更に係る敷地の幅員及び延長			供用開始の区間
				幅員（m）	延長（m）	
1	市道 121 号線	起点 向台町三丁目970番12地先	変更前	4.82	20.78	起点 向台町三丁目970番12地先
		終点 向台町三丁目968番34地先	変更後	6.00	20.78	終点 向台町三丁目968番34地先
2	市道 217 号線	起点 芝久保町三丁目2035番9地先	変更前	3.64	20.68	起点 芝久保町三丁目2035番9地先
		終点 芝久保町三丁目2033番4地先	変更後	4.83	20.68	終点 芝久保町三丁目2033番4地先
3	市道 1057 号線	起点 ひばりが丘北二丁目1384番34地先	変更前	3.37～3.86	15.88	起点 ひばりが丘北二丁目1384番34地先
		終点 ひばりが丘北二丁目1383番26地先	変更後	4.00～4.50	15.88	終点 ひばりが丘北二丁目1383番26地先
4	市道 1314 号線	起点 泉町三丁目2176番4地先	変更前	4.50～5.01	38.31	起点 泉町三丁目2176番4地先
		終点 泉町三丁目2175番10地先	変更後	5.51～6.01	38.31	終点 泉町三丁目2175番10地先
5	市道 1319 号線	起点 泉町三丁目2175番5地先	変更前	2.73	27.73	起点 泉町三丁目2175番5地先
		終点 泉町三丁目2175番10地先	変更後	4.35～4.36	27.73	終点 泉町三丁目2175番10地先
6	市道 1377 号線	起点 北原町三丁目2641番25地先	変更前	3.64	25.38	起点 北原町三丁目2641番25地先
		終点 北原町三丁目2646番1地先	変更後	4.82	25.38	終点 北原町三丁目2646番1地先
7	市道 2140 号線	起点 東伏見五丁目178番2地先	変更前	3.87	16.32	起点 東伏見五丁目178番2地先
		終点 東伏見五丁目179番5地先	変更後	4.50	16.32	終点 東伏見五丁目179番5地先
8	市道 2330 号線	起点 田無町四丁目447番5地先	変更前	3.64	14.93	起点 田無町四丁目447番5地先
		終点 田無町四丁目447番7地先	変更後	3.82	14.93	終点 田無町四丁目447番7地先

案 内 図（ 区域変更及び供用開始 ）

